

建築物の所有者・管理者の皆様

ご存じですか

階段が一つの建築物は

対策が必要 な場合があります。



建築物の 火災安全 改修

火災発生時のリスク及び被害軽減のための対策

令和3年12月17日に大阪市北区において、多数の人的被害が生じるビル火災が発生しました。

火災が起きた建築物は、地上8階建て、直通階段（地上又は地上に通ずる出入口を有する階に、居室等を介さず各階から直接通じているもの）が一つ、複数のテナントが入ったいわゆる「雑居ビル」でした。唯一の避難経路である階段付近から出火したことで、階段が使用できないため、逃げるにも手段がなく、多くの在館者が逃げ遅れました。

「直通階段が一つの建築物」が災害への脆弱性を露呈した事例を受け、直通階段が一つの建築物等における火災安全改修を推進するため、国土交通省が「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」を、在館者が直通階段を使用して避難することが困難になった場合における退避・避難行動等やリスク及び被害軽減のため、総務省消防庁が「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」を作成しました。

防災対策の一層の推進のため、火災安全改修の検討とともに、火災時に適切な避難行動及び避難誘導が行えるように訓練等を通じて備えていただきますようお願いします。

既存不適格建築物（直通階段が一つの建築物等の安全性向上）

建築基準法令に基づき直通階段の増設等を即時求められない既存建築物に係る対策を推進する観点から、特に重要となる改修と各改修で満たすことが望ましい仕様等

- 直通階段が一つの建築物（二方向避難の確保等）
 - ・ 直通階段の増設
 - ・ 避難上有効なバルコニーの設置
 - ・ 退避区画の設置
- 直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画が形成されていない建築物
 - ・ 避難経路となる直通階段等を防護し、上階への煙の拡散を防止する観点から、直通階段等を他の部分と準耐火構造の壁や煙を遮断できる防火設備等で区画
 - ※ガソリンによる火災など火災進展が極めて速く延焼の急拡大が想定される特殊な火災への対策を含む

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町 3-1

☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

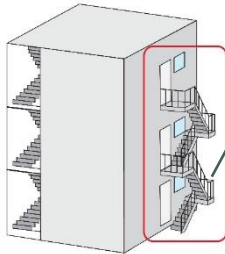
福島市 直通階段 検索

直通階段が一つの建築物等向けガイドラインの概要

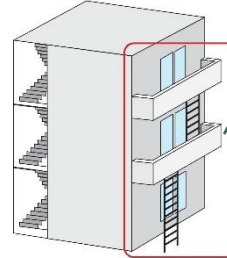
出典：国土交通省 総務省消防庁 リーフレット

■直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン（国土交通省）

- 直通階段の増設、避難上有効なバルコニーの設置（二方向避難の確保等）



直通階段の増設



避難上有効なバルコニーの設置

- 退避区画の設置

退避区画は、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」のことをいいます。

居室退避型 ⇒ 居室単位で区画

退避区画を構成する戸

- ・不燃材料で造り、又は覆われたもの
 - ・遮煙性能を有するもの
 - ・常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
 - ・開放後に自動で閉鎖するもの
- ※出火リスクの高い室（火気使用室）が近傍にある場合などは、防火設備（20分間の遮炎性能を有するもの）とすることが望ましい



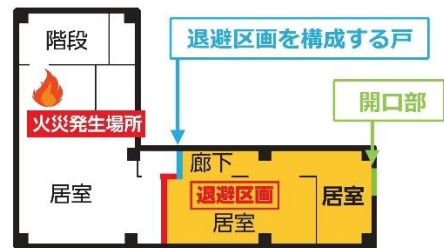
開口部

- ・外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
- ・避難器具を設置

退避区画を構成する間仕切壁 ※垂れ壁は不可

- ・準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの

水平避難型 ⇒ 廊下を一定間隔毎に区画

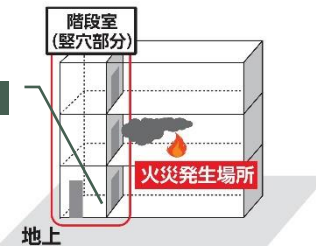


退避区画を構成する壁

※壁、戸、開口部の要求性能・仕様は居室退避型と同様

- 竪穴部分（階段室等）の防火防煙区画化

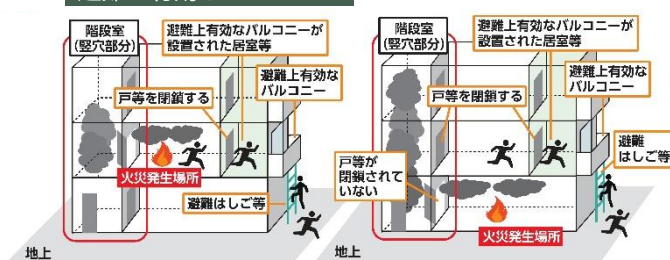
避難経路となる階段室等を火や煙から守るための改修



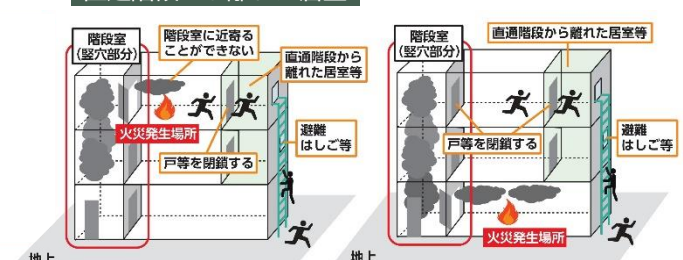
■直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン（総務省消防庁）

- 直通階段が使用できない場合の避難方法等

避難上有効なバルコニー



直通階段から離れた居室



竪穴区画（階段室等）の防火戸等が正常に作動する状態か、退避区画等が適正に維持管理されていることが重要
物品や可燃物を、避難経路の避難上支障となる箇所や防火戸等の閉鎖障害となる箇所に置かないことが重要